

兵高教組

調査情報

2013年10月3日 23号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745

FAX : 078-351-3185

URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>

mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

再任用制度 第2回交渉は100名規模で

退職者の雇用と生活を守れ！

県教委の再任用制度の変更提案は、国のいう「雇用と年金の接続」のルールに違反するものです。2014年4月から無年金時代がやってくる時期に、原則フルタイムしか認めないという再任用制度を変更するという提案です。この問題は、高年部の職員の問題だけではなく、これからの退職者の雇用と生活をどうするかという問題です。次の交渉は、高年部の方はもちろんのこと青年教職員の方にもぜひ参加してもらいたいと考えています。高教組始まって以来の100名規模での交渉をかまえていますので、提案撤回と再提案させるためにも、多数の参加をお願いします。未組合員の方にも、組合加入を訴えて交渉に参加してもらいましょう。

(国の「雇用と年金の接続」についての考え方)

総務副大臣通知(H25.3.29)

「職員の年齢別構成の適正化を図る観点から再任用を希望する職員をフルタイム職に再任用することが困難であると認められる場合は又は該当職員の個別の事情をふまえて必要があると認められる場合には、...短時間勤務の職に該当職員を再任用することができる」

国家公務員高齢者雇用促進に関する方針

(H25.3.27) 人事管理運営協議会決定

1) 再任用制度の円滑な運用

「再任用を希望するものについては、...できる限り再任用するように努めることが求められるものであること」

2) 職員等への制度の周知等

「特に年金支給開始年齢の引き上げに伴い無収入期間が生ずることとなる定年退職する職員に対して、人生設計を検討する十分な時間が与えられるよう、十分な期間を設けて再任用に関する希望動向の把握を行うものとする」

3) 業務運営等の見直し

「高齢であることに配慮した身体的な負担の少ないもの、短時間勤務の特性を活かしたもの...既存の業務運営、職務編成の見直しに努めていくこと」

4) 職場の意識改革と職場環境の整備

「再任用制度を円滑に運用していくためには、再任用職員のみならず再任用職員を受け入れる職場の職員もまた、再任用制度の趣旨を正しく理解することが必要である」「必要に応じ、業務遂行上、再任用職員の身体的負担の軽減を図るため必要な設備を整備するなど働きやすい職場環境に努めるものとする」

(県教委の提案の問題点)

1. 再任用制度の見直しは、国のいう「雇用と年金の接続」に基づき見直すべきです。県教委の提案は、国のルールに逆行しています。

県教委の提案理由は「短時間勤務は学校運営に支障が生じる」というものです。短時間勤務を希望する教員は「学校運営に支障が生じる」要因となるので排除するという事です。

国は無年金となり生活ができない職員が出ないよう「雇用と年金の接続」を丁寧に行うことを求めています。同時に国は、再任用職員が働きやすい職場環境の整備及び職員の意識改革を管理職に求めています。今回の県教委の提案は、国の趣旨に明らかに反するものです。

2. 変更する時期を2014年4月からは納得できません。周知徹底する時間が必要であること、さらに人生設計をしている職員にもう一度希望をとるのが、という問題です。

3. 再任用制度の改悪は、すべての教職員にかけられた攻撃です。校長会の主張を一方向的に丸呑みする県教委の姿勢に問題があります。

(高教組の提案)

1. 再任用希望者は全員任用すること
2. フルタイム勤務か短時間勤務(週4日、週3日)を選択できるようすること
3. 短時間勤務の方は、二人で定数一名とすること
4. 再任用者の賃金を引き上げること
5. 特別支援学校の教諭、養護教諭、実習助手、寄宿舎指導員も短時間勤務を認めること

第2回交渉 16時~17時(1分)
県公社館 大会講堂
10月15日(火) 多数の参加を!